

刈谷市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

1 改定の経緯

- 平成24年(2012年)に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平成27年(2015年)3月に刈谷市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を策定(特措法制定以前の平成21年(2009年)10月に「刈谷市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定)
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、
 - ・令和6年(2024年)7月、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」)
 - ・令和7年(2025年)6月、愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」)上記計画が抜本的に改正されたため、市行動計画についても改定するもの

2 市町村計画の変更について

- 特措法第8条第1項により、市町村行動計画は都道府県行動計画に基づき作成することが義務付け
- 市町村行動計画は、政府及び都道府県行動計画と整合性を図る
- 市町村行動計画の変更は、令和8年7月までに完了させることを目途とする
- 特措法上必要な手続きは以下の通り

【特措法上必要なプロセス】

- ・学識経験者(感染症の専門家等)の意見聴取
 - ➡ 衣浦東部保健所長へ意見聴取実施済、「意見なし」との回答
- ・他の地方公共団体の長の意見聴取
(他の地方公共団体に関する事項を定める場合のみ)
 - ➡ 愛知県への意見聴取実施済、「意見なし」との回答
- ・都道府県への報告
- ・議会への報告・公表

3 基本理念

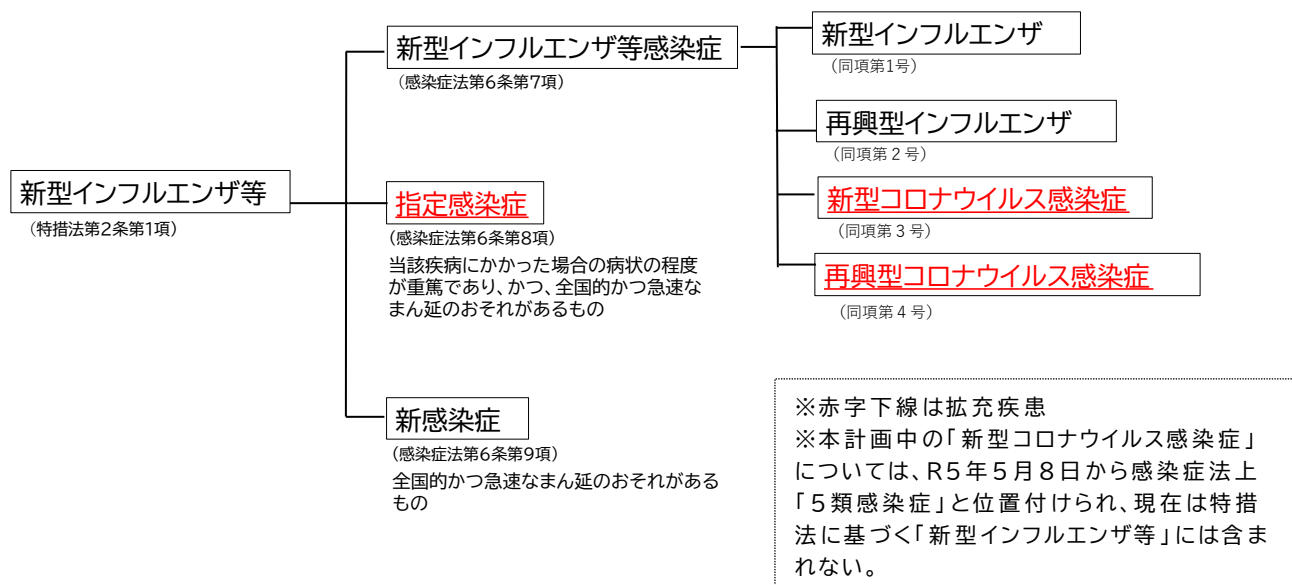
平時から感染症危機に対応できる体制を作ること、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に加え、それ以外も含めた幅広い感染症の発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、感染症危機に対応できる社会を目指す。

4 計画期間

- 令和8年度(2026年度)から令和13年度(2031年度)までの6年間
 - ➡国及び県行動計画の改定を踏まえ、おおむね6年ごとに市行動計画の改定を行う。
- ※県行動計画の計画期間:令和7年度(2025年度)から令和12年度(2030年度)までの6年間
- 実効性の確保に向け、定期的なフォローアップを行い、取組の改善を行う

5 対象疾患

新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症に加え、それ以外の呼吸器感染症も含めた幅広い感染症



6 対策項目

国及び県行動計画の対策項目の13項目中、特措法(第8条第2項)に基づき以下の7項目とし、平時における対応やワクチンについての内容を充実させた。

対策項目	新計画 (国・県 13項目)	新計画 (市 7項目)	旧計画 (国・県・市 6項目)
①実施体制	○	○	○
②情報収集・ <u>分析</u>	○	—	○ (サーベイランス・情報収集)
③サーベイランス	○	—	○ (サーベイランス・情報収集)
④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>	○	○	○ (情報提供・共有)
⑤ <u>水際対策</u>	○	—	—
⑥まん延防止	○	○	○ (予防・まん延防止)
⑦ <u>ワクチン</u>	○	○	—
⑧医療	○	—	○
⑨ <u>治療薬・治療法</u>	○	—	—
⑩ <u>検査</u>	○	—	—
⑪ <u>保健</u>	○	○	—
⑫ <u>物資</u>	○	○	—
⑬市民の生活及び地域経済の安定の確保	○	○	○

※赤字下線は新規項目

7 フェーズごとの計画

有事の際の対応策を整理し、準備期(平時)の取り組みの充実を図るものとする。

全体を以下の3期に分けて記載

準備期：感染症が発生する前段階(平時)

初動期：感染症の発生初期(新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階)

対応期：感染症のまん延以降、収束するまで(封じ込めを念頭に対策対応する時期～特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期)

新計画 (国・県・市)

7つの対策項目を、以下3つの対策段階にわけて記載

【対策段階】

①準備期

②初動期

③対応期

※対応期は

・「封じ込めを念頭に対応する時期」～

「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」の4区分あり

旧計画 (国・県・市)

以下5つの発生段階を、6つの対策項目にわけて記載

【発生段階】

①未発生期

②海外発生期

③国内発生早期

④国内感染期

⑤小康期

8 各論7項目の概要

	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的訓練の実施 ・市行動計画の作成・変更 ・業務継続計画の作成・変更 ・関係機関との連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機対策調整会議、対策本部の設置 ・必要に応じ、対策チーム等の設置など人員体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・県等への必要に応じた意見の申出 ・必要時、県に事務代行や応援職員派遣を要請 ・特措法に基づく対策本部の設置 ・緊急事態措置の総合調整
②情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・参考指標等の検討 ・基本的な感染対策等の情報提供、共有体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・準備期で整備した取り組みの実施 ・コールセンター等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の関心事項等を踏まえ、引き続き取り組みを実施
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策やまん延防止対策への理解促進(情報提供) 	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止に備えた業務継続計画に基づく対応準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請(外出自粛、営業時間の変更、休業等)を市民への周知
④ <u>ワクチン</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの供給・接種体制(特定接種、住民接種)の構築【シミュレーション】 ・市民への情報提供 ・関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・接種体制の構築【人員・会場・物品等の確保、運営準備】 	<ul style="list-style-type: none"> ・接種の実施 ・健康被害救済制度への対応 ・接種体制に関する市民への情報提供
⑤ <u>保健</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修・訓練を通じた人材育成 ・情報の収集分析、情報提供・共有、連携の基盤づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の応援派遣要請に対する協力体制の構築 ・情報発信・共有開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請に応じた健康観察及び生活支援の実施
⑥ <u>物資</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請・依頼に応じた連携・協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請・依頼に応じた連携・協力
⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有体制・支援実施に係る仕組みの整備 ・生活支援を要する者への支援等の整備 ・火葬体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬能力の増強体制の準備、臨時遺体安置所の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身への影響に関する施策の実施 ・生活支援を要する者への支援 ・埋火葬の円滑な実施に必要な措置・手続

※赤字下線は新規項目